

中国の租税事件における実質課税の原則

李貌

はじめに

日本法上の実質課税の原則とは、課税物件の法律上の帰属を判断する基準のことをいう。即ち、課税物件の私法上の帰属について、その形式と実質（法律上または経済上）とが相違している場合に、実質に則して帰属を判定すべきとするものである¹。中国（租税法学界と実務界）は実質課税の原則という日本の租税法から伝来された概念を使用している²。しかしながら、日本において租税法律主義の要請である法的安定性の立場から、形式課税主義を採る「法律実質主義（日本語で法実質主義）」は通説である³。一方、中国の租税事件においては「経済実質主義（日本語で経済実質主義）」⁴を採用する傾向がある。また、後述のように中国の租税事件において低額譲渡の問題について手法である「税收徴収管理法」（以下「税收徴管法」と呼ぶ）の関連規定を「経済実質主義」の理念から直接に解釈する傾向がある。これに対して、日本の関連裁判例は実体法である法人税法 22 条 2 項の趣旨からの解釈を通じて低額譲渡の問題を解決する。では、両国におけるこのような相違は如何に形成されたのか。関連する問題点として、中国法上に「経済実質主義」が如何に規定されたのか。そして租税事件にその規定は如何に適用されたのか。また、その適用経験は中国租税法の立法に如何なる影響を及ぼしたのか。中国の租税法学界はそれに対して如何に評価するのか。本稿はこれら実質課税の原則に関する中日

両国の租税法の制度と理論を比較したうえで、中国広東省で起きた「徳発案」を検討対象としてこの一連の問題点を明らかにする。

一 素材となる事件⁵

1. 事実の概要

本案の経緯は以下の通りである。

(1) 中国の広東省広州市にある「広州徳発房産建設有限公司」（以下「徳発公司」と呼ぶ⁶。一審の原告、二審の上訴人、再審の申請人）は2004年11月30日に債務を弁済するため、その所有する「美国銀行中心」（米国銀行センター）という「房産」（建築物、面積は総計13002.4678㎡で以下「本件物件」と呼ぶ）を売却する予定であった。そして「徳発公司」はその物件の販売業務を「穂和拍賣行」（以下「穂和行」と呼ぶ）という不動産オークション業に携わる企業に委託した。2004年12月2日、「穂和行」は本件物件の競売情報（時間や場所等）を現地の新聞紙である「信息時報」に「拍賣公告」という形式で登載した。その広告は「徳発公司」と「穂和行」が締結した委託契約に基づいて作られた。それによると、入札に参加する買主はこの不動産オークションの開始前に6800万元の保証金を「徳発公司」が指定した口座に振り込まなくてはいけなかった。高額の保証金が必要なので、入札に参加する買主の人数は一気に激減した。その結果、落札できた買主は「盛豊実業有限公司」（以下「盛豊公司」と呼ぶ）という会社しか残らなかった。「盛豊公司」は1.38255億元の「底価」（本件のオークションの最低価格即ち開始価格）で「徳発公司」の「本件物件」の大部分を買った。この不動産オークションが終わった後、「徳発公司」は「本件物件」の譲渡価格に基づき、「広州市地方税務局」⁷に6912750元の「営業税」⁸とその他の関連費用を納め、納税証明書も入手した。

(2) 2006年になり、「広州市地方税務局第一稽查局」⁹（以下「広州稽查一局」と呼ぶ。一審の被告、二審の被上訴人、再審の被申請人）は広州市の

2004年-2006年の地方税の税収を確認する時、上述の「徳発公司」の不動産取引に課する税額は低いと発覚して本件の取引に関する「税務検査（税務調査）」を行った。その調査結果によると、「徳発公司」の本件物権の譲渡価格は（付近で条件が近い物件に比較して）時価の半分に及ばず、著しく低いという結論を付けられた。それで「広州稽查一局」は「税収徴管法」第35条、及び「税収徴取管理法実施細則」（以下「税収徴管法実施細則」と呼ぶ）第47条の規定に照らして、2009年8月11日に「税務検査情況核定意見書」を下した。本件物件の譲渡価格は低すぎるので、「税収核定」¹⁰をすべきであるとした。その「税収核定」による「計税価格（税額の計算とする価格）」に基づき、「徳発公司」の営業税の税額は15583938.75元に更正された。既に納めた6912750元の税額を控除して「徳発公司」は8671188.75元の税額と滞納金等の関連費用を補充して納めなければならないとした。「徳発公司」は2009年8月12日にその意見書を受け取り、税務機関の更正した価格は根拠がないと答えた。だが、「広州稽查一局」は「徳発公司」の意見を採用せず、「穗地税稽一处『2009』66号」という「税務処理決定書」（課税処分の文書）を下し、前述の意見書の決定を維持した。

(3)「徳発公司」は上記の税務処分に対して不服があるので、「広州市地税局」に「行政複議」（行政不服審査）を申し立てた。「広州市地税局」はその申請を受理して2010年2月8日に「穗地税行複字（2009）8号」という「行政複議決定」を出し、「広州稽查一局」の課税処分を維持した。「徳発公司」はその「行政複議決定」に対する不服があるので、「広州市天河区人民法院（一審裁判所）」に対して行政訴訟を提起し、上述の課税処分を取り消し、元の譲渡価格に基づく課税すると請求した。「広州市天河区人民法院」は審理を経て「広州稽查一局」の課税処分の事実認定を認め、「徳発公司」の訴訟請求には事実根拠と法的根拠に欠けるとして、「（2010）天法行初字第26号行政判決」を下し、「徳発公司」の訴訟請求を棄却した。

「徳発公司」は一番判決に対して不満があるので、「広州市中級人民法院（二審裁判所）」に対して上訴を提起した。「広州市中級人民法院」は「(2010)穗中法行終字第564号行政判決」を下し、一番判決の意見を維持した。「徳発公司」は二審判決に対して依然として不満があり、「広東省高級人民法院」に対して再審を申請した。「広東省高級人民法院」は「(2012)粵高法行申字第264号」という裁定を下し、「徳発公司」の再審申請を却下した。

(4)「徳発公司」は前述の「広東省高級人民法院」の裁定に不満があり、「最高人民法院」に対して再審を申請した。その再審請求は以下の通りである。

①一番判決と二審判決を取り消す。

②被申請人である「広州稽查一局」の本件課税処分を取り消し、税務機関が多めに徴収した税金を還付する。

③税務機関が多めに徴収した税金及び滞納金等の関連費用を還付する。

上述の訴訟請求について、「徳発公司」は以下のように主張した。

被申請人である「広州稽查一局」が本件課税処分即ち「税收核定」を下す法的根拠は「税收徴管法」第35条第1款第6項である。その内容は「納税者が申告した課税基準が著しく低く、且つ正当な理由がない場合に税務機関はその税額を『核定（更正）』する権限を有する」ということである。しかし、本案に関する不動産オークションは広告の登載から入札まですべてのプロセスが法に照らして行われた。不動産オークションの価格は市場の需要と供給、及び品物そのものの価値によって決められた。即ち、その価格は「徳発公司」が故意に操縦したわけではなく、時価に比べて若干格差があるものの、市場メカニズムに基づいた結果である。その譲渡価格は若干低くても、それは会社の債権を弁済させ、会社が倒産の窮地に陥ることを避けるための仕方がないやり方である。よって、本件物件の不動産オークションの法的効力には何の問題もないはずである。且つ、徳発社はすでにその価格に基づいて申告納税手続きを済ませたので、当該租税債権も消滅した。そのため、本件物件に関する不動産オーク

ションは合法であり、「税収徴管法」第35条第1款第6項が規定した「(納税者が)申告した課税基準は著しく低い」に当たらず、納税者が申告した課税基準や税額に「正当な理由がある」と言える。故に、被申請人である「広州稽查一局」は本件取引の価格の法的効力を無視し、「税収核定」をする権限を有せず、その課税処分は法定権限を越える処分であり、それを取り消すべきである。

なお、納税者は本件取引による租税債権を弁済してしまっただが、完納証書も発行された。「広州稽查一局」の本件課税処分(「税収核定」)は3年間の除斥期間を超えた(2008年1月15日を超えてはならない)。故に、本件取引に関する滞納金の処分も法的根拠がないので、取り消すべきである。

「徳発公司」の主張に対して、「広州地稅稽查一局」は次のように反論した。

「徳発公司」の申告した譲渡価格は税法の関連規定に一致せず、「税収核定」をしなければならない。「税収徴収管理法」第35条第1款第6項によると、納税者が申告した譲渡価格が時価より著しく低く、且つ正当な理由がない場合、「税務機関」は「税収核定」をする権限を有するとする。本件取引は「時価より著しく低く、且つ正当な理由がない」の条件に一致している。理由は次のようである。

第一に、本件の譲渡価格は時価の半分に及ばないので、税法が規定した「非常に低い」(嚴重偏低)という要件に当たる。本件物件の譲渡価格は「徳発公司」の以前の不動産譲渡価格より著しく低いのである。また、その価格は広州市内における同時期、同類型、同水準の物件の譲渡価格に比べると著しく低いのである。

第二に、「徳発公司」は本件の不動産オークションの保証金を故意に高く設置したので、買主が一人しか残らなかった結果を導いた。それは本件において低い譲渡価格の結果を引き起こす要因である。なお、その希望者は不動産オークションの前に不動産オークション業者と接触したことがあり、且つ本件取引

の売主と買主は夫婦関係であり、これらはすべて公平の取引原則に背く。故に、本件物件の低額譲渡には税法の規定した「正当な理由」がない。

また、本件取引に関する滞納金につき、「税収徴管法」第22条によると、納税者が過小申告した税金の滞納金はその税金が滞納になった日から起算するとする。故に滞納金に関する処分も税法規定に一致する。

以上の理由に基づき、一審と二審の判決は事実認定が明確であり、証拠も十分だと言え、法律適用も正確であるので、「徳発公司」の訴訟請求を全て棄却し、原審判決を維持すべきである。

2. 判旨

本案の争点は本件物件の譲渡価格が「税収徴管法」第35条第6項が規定した「納税者が申告した税額計算の根拠は著しく低く、且つ正当な理由がない」に当たるかということである。2014年12月25日、最高人民法院は再審申請を受理してその争点をめぐって2017年4月7日に再審の判決を以下のように下した。

破棄自判。

「税収徴管法」第35条第1款第6項の規定によると、税務機関は納税者の申告の税額を認めず、「税収核定」を行う条件は「課税基準とする譲渡価格は著しく低く、且つ正当な理由がない」ということである。

本件物件の譲渡価格は同条件の物件の譲渡価格に比べて著しく低い。なお、「徳発公司」の委託した「広州東方会計事務所」の評価額よりも低い。よって、「広州稽查一局」の「本件の譲渡価格は著しく低い」という事実認定は不当ではない。ところが、本件の不動産オークションにおいて、入札に参加する買主は一人しかなかった。それは競争売買における競争の充分性に影響を与える可能性がある。なお、本件の不動産オークションにおいて、保証金を高く設置したのみならず、目的物とする物件が最低価格で譲渡された。故に、その譲

渡価格が正常な「市場価格（時価）」を反映できず、「税収核定」すべきだという税務機関の判断には正当な理由があると言える。

そして、不動産オークションの効力とその税額の「核定権」はそれぞれ民法と行政法によって規制される。税法理論及び広東省の「税収規範性文件」¹¹の関連規定によると、本件不動産オークションが民事法上において有効であるとしても、税務機関は「税収核定」を行使しえないことを意味せず、税務機関が「税収核定」を行使しても民事法における本件取引の有効性を否認するわけでもないとする。国家の税収を法によって徴収するのは税務機関の責任であり、取引の価格に対する厳格な判断基準を採るのは「税収徴管法」の目的に一致する。税務機関が無条件にオークションの譲渡価格に基づき税額を確定しなければならないことを要求すると、当事者が「意思自治（私的自治）」を理由として税務機関の「核定権」を排除する結果が導かれかねないのみならず、その低額譲渡による国家税収の流失になる恐れもある。そのため、本件物件の低額譲渡は「正当な理由がない」と言わざるを得ない。

また、税法が規定した「課税基準とする譲渡価格は著しく低く、且つ、正当な理由がない」に関する判断には裁量性がある。「人民法院」は税務機関が法定調査手続きに基づき専門的な認定を不合理また職権の濫用がない限り尊重すべきである。

本件物件の取引に課する税額の滞納金について、本件の納税義務は2005年1月に発生したが、「広州稽查一局」は2006年からそれに対して税務調査を行っていた。その調査期間は三年間の法定期間から控除すべきである。ゆえに、「徳発公司」の期間外の滞納金の還付請求を認めないはずである。だが、「依法行政」¹²の基本要件によると、法規の規定が不明確で多様な解釈が存在する場合、「人民法院」は行政の相手方に有利な解釈を採るべきである。本案の滞納金の発生は納税者の故意によらず、税務機関の税額確定に責任に帰すべきである。「税収徴管法」第52条第1款の規定では、税務機関の責任による納税者

の過少納税の場合、滞納金を徴収してはならない。ゆえに、本件の取引の税額に関する滞納金は徴収の法的根拠に欠ける。

以上の理由に基づき、以下の判決を下す。

- ①一審判決と二審判決を取り消す。
- ②上述の「徳発公司」の税金の還付請求を棄却する。
- ③上述の「徳発公司」の滞納金の還付請求を認める。

二 本案の影響と学界の解説について

1. 本案の意義—中国式の GAAR の整備への影響について

本案は最高人民法院が審理したはじめての租税事例であり、本案の判決も実質課税の原則に関する最高人民法院が下したはじめての事例である。この案件は実質課税の原則の適用においてマイルストーンと位置付けられているのみならず、その原則に関する租税立法にも重大な影響を及ぼした¹³。本案に援用された「税收徵管法」第35条第1款第6項は「経済実質主義による中国式的 GAAR (General Anti-Avoidance Rule、租税回避の一般的否認規定)」¹⁴である。その条文に基づき、中国の税法体系における GAAR を完備させるべきだという観点も出てきた¹⁵。2008年の「中華人民共和國企業所得税法」(中国の法人税法、以下「企業所得税法」と呼ぶ)の修正において、「企業が実施するその他の合理的な商業目的を有しない計算によって租税負担の減少または企業の所得の減少が引き起こされた場合、税務機関は合理的な方法でそれを調整することができる」という第47条の文言が新たに設置された。この条文から見れば、「合理商業目的を有しない」という企業所得税における租税回避の否認規定を構成する主観的な成立要件は前述の「税收徵管法」第35条第1款第6項が規定した「正当な理由がない」という要件に相似し、前者は后者から発展してきたと言っても過言ではない。「企業所得税法」第47条は2017年と2018年の修正を経てそのまま継承された。

また、本案は「中華人民共和国個人所得税法」（中国の所得税法、以下「個人所得税法」と呼ぶ）の租税回避の否認規則の立法にも影響を与えた。「全国人大常委会」¹⁶が公布した「關於修改『中華人民共和国個人所得税法』的決定」（2018年8月31日に発布、翌年1月1日から施行）では、「個人が合理的商業目的を有しない計算の実施を通じて税収利益を獲得した場合、税務機関は合理的な方法でそれを調整することができる」という文言は「個人所得税法」第8条第3款として増設された。前述の「企業所得税法」の第47条の内容と相似するものの、「税収利益を獲得した」という所得税における租税回避の否認規定を構成する客観的な成立要件が新たに規定される。ここでいう「税収利益」はカナダの所得税法案（Income Tax Act）の第245条第1項に規定された「Tax Benefit」に相似する。では、中国の「個人所得税法」の修正はこのカナダ税法の関連内容を参考したか。この問題に対して肯定的な回答に繋がる直接的な証拠は見当たらなかった。但し、中国式のGAARの完備をめぐる課題に関する中国の研究蓄積から見れば、前述のカナダ法の関連内容は確かによく登場している¹⁷。

本案と直接な関係があるかどうかはともかくとして、本案の発生以後、中国式のGAARの整備は「税収徴管法」のような手続法から「企業所得税法」等の実体法へと発展してきた。言うまでもなく、前述の「企業所得税法」と「個人所得税法」上の租税回避の否認規定は「中国式のGAAR」と評価する観点¹⁸があるものの、ドイツ租税基本法（Abgabenordnung）第42条のように一国の租税法体系を規制できる一般租税回避の否認規則¹⁹ではなく、日本の所得税法12条のような当該法律についてのみ規制する「SAAR（Special Anti-Avoidance Rule、個別租税回避の否認規則）」である。

2. 本案判決に対する学界の解説—「税収徴管法」第35条第6項は如何に解釈するのか

本案判決に関する中国租税法学界の通説として、最高人民法院は「経済実質主義」の理念を採って「税収徴管法」第35条第6項を本案に適用した。「経済実質原則」はドイツ税法上の「経済観察法 (Wirtschaftliche Beobachtung)」に近い概念であり、租税回避の否認の手段として中国の租税法学界に位置づけられている²⁰。「経済実質主義」を支持する実定法の関連条文(構成要件)は「税収徴収管理法」第35条第1款第6項が規定した内容である。当該条文に言及された「譲渡価格が著しく低い」という要件は事実認定の問題である。それに対してその条文に言及された「正当な理由が存在しない」という要件は裁判官の価値判断である²¹。

「経済実質主義」を支持する「譲渡価格が著しく低いこと」という要件には如何なる判断基準があるか。この問題に対して、李登喜と李大慶は「譲渡価格が著しく低いこと」が不確定な概念であり、「税収法定主義」²²による課税要件の確定の要求に一致しないとする。税務機関は当該要件を判断した後、司法審査を受ける時、その判断基準を明示し、関連の証明責任を受けなければならない。本案の税務機関は周りの不動産の譲渡価格や仲介会社の測定結果に基づきその判断を下した。その判断は「非市場化の行為」によって下されたので、合理的な基準といえないだろうと述べている²³。廖仕梅は本案に関するこの要件の判断基準の不明確、及びそれによる税務機関の「税収核定」の裁量性が私法の「意思自治 (私的自治)」を侵害する恐れがあると指摘している²⁴。

また、「経済実質主義」を支持するもう一つの要件である「正当な理由がない」は如何に説明するか。この要件は税務機関の「税収核定」を行使する消極的な要件であり、即ち納税者が正当な理由があれば税務機関が「税収核定」を行使してはならないことを意味する。ここでいう「正当な理由」とは一体如何なる理由であるか。この問題に対して、翟継光は「税収徴管法」第35条第6

項が規定した「正当な理由」は譲渡価格に影響を及ぼす客観的な要素を意味せず、法や道徳の最低限に違反しない理由である。しかし、租税回避を主要目的とする行為が「正当な理由」に欠けるといえるだろうと述べている。また、「財政部、国家税務総局關於全面推開營業稅改徵增值稅試點實施辦法」（財稅「2016」36号文）第44条では、「租税回避」とは、租税利益の獲得を主要目的とし、人為的な手配を通じて租税の減免、完納猶予、または税額還付額の増加を発生させる行為のことを指す²⁵。

なお、納税者の経済的な自由また私法上の「意思自治」を税務機関が尊重すべきであるとする観点として、廖仕梅は「正当な理由」とは課税対象とする取引が合法且つ合理であることを指し、中国の「合同法（契約法）」第52条の規定に一致すれば取引が合法だと述べている²⁶。湯氏も本案において税法の観点規定が曖昧な場合、法院が税務機関の所謂「専門的な判断」を専ら尊重すべきであることを強調する場合、納税者の経済的自由を侵害する恐れがあると指摘している²⁷。新疆の法院は「稅收徵管法」第35条第6項の適用の事例において納税者の経済的自由の尊重を理由として税務機関の認定を覆したことがある²⁸。折衷的な観点として、「稅收徵管法」第35条第6項の適用において国庫の利益と納税者の「經濟自由權」の間にバランスをよくとらなければならないという見解がある²⁹。では、両者にはバランスをどうとるか、さらにこの問題をより深く掘り下げると本案の司法的判断において民法と税法には如何なる関係を有するのかについて、学界の関連検討は見当たらなかった³⁰。

また、上記の二つの要件の適用において証明責任はどう分配されるかという問題も中国学界において検討されている。袁氏は「稅收徵管法」第35条第6項が規定した要件の適用において証明責任の分配問題に関わる。「譲渡価格が著しく低いこと」という要件の証明責任は税務機関が負わなければならない一方、「正当な理由がない」という要件は納税者が負わなければならないと主張している³¹。なぜなら、「譲渡価格が著しく低いこと」というのは事実認定の

客観的な問題であり、税務機関は同条件の物件の譲渡価格などの客観的なことから比較的に判断しやすい。それに対し、「正当な理由がない」というのは比較的に主観的なことであり、その責任を税務機関に負わせば外部の客観的な事実から推測するしかない。そのため、その举证責任は納税者が負うべきであるとする。湯も税務機関が「譲渡価格が著しく低いこと」という要件の举证責任を負うべきであり、直接的な証拠が存在しないのに、その証明基準を引きさげて無理やりに「経済実質主義」を適用した場合、举证責任を倒置させた結果を引き起こすことになる³²。

3. 低額譲渡に関する日本法の扱い方

日本で低額譲渡の問題は本案のように「経済観察法」や「経済的実質主義」³³の次元で論述すれば足りるが、関連裁判例において法人税法22条2項の問題などからアプローチされたことがある³⁴。無償譲渡の問題解決について昭和40年の法人税法改正で法人税法22条2項が設置された。低額譲渡において時価と譲渡金額の差額による経済的利益が生じる。その利益について、寄付金とするか、あるいは時価と譲渡金額を益金として計上したうえで寄付金とするかという問題について、まだ明確な答案がない³⁵。平成30年法人税法の改正前、最高裁では、低額譲渡は法人税法22条2項の有償による資産譲渡に該当とする。無償譲渡の場合、譲渡時に適正価格に相当する価額で収益が認識されることとの公平を理由にその収益の額には、資産の譲渡の対価の額およびこれと資産の譲渡時における適正な価額との差額も含まれる。法人税法37条8項により、資産の低額譲渡の場合、当該譲渡の対価の額と当該資産の譲渡時における価額の差額のうち、実質的に贈与したと認められる金額が寄付金の額に含まれる³⁶。

また、低額譲渡の裁判例³⁷では、法人税法22条2項の規定の解釈として、資産の低額譲渡をどう扱うべきかが問題となる。当該事件について第1審の判

決は低額譲渡を「無償による資産の譲渡」に当たるとしている。これに対し、最高裁の判決は低額譲渡を「有償による資産の譲渡」に当たるとしている。上告の理由として、「有償による資産の譲渡」に当たるとすれば、会社が資産譲渡にあたって現実に収受した対価のみが収益の額となるのではないかという問題が生じる。この問題に対して、最高裁は次の意見を示した。無償譲渡の場合について、譲渡時の適正価格に相当する収益の額が認識され、低額譲渡の場合、適正価格に相当する経済的価値が認められるにもかかわらず、適正価格と対価の差額が収益の額に認識されないとすると、「無償譲渡の場合との間の公平を欠く」ことになる。したがって、法人税法 22 条 2 項の規定の趣旨からして、低額譲渡の場合には、適正価格と対価の差額が収益の額に含まれる。即ち、無償譲渡についての規定から出発し、規定の趣旨を根拠として低額譲渡について同じ扱いを拡張したのである。拡張の根拠とされている「規定の趣旨」として「正常の対価で取引を行った者との間に負担の公平を維持するために、無償取引からも収益が生ずることを擬制する」（適正所得算出説）とする³⁸。

本案の「営業税」の紛争は消費課税に関わり、日本の法人税法上の低額譲渡は所得課税に関わる問題である。しかしながら、前述のように両者は元来負担の公平の角度から「経済実質主義」を用いてアプローチできる。だが、日本における低額譲渡の裁判例では「経済実質主義」の適用を直接に使わず、（法人税法 22 条 2 項に規定した「無償譲渡」の趣旨に基づき）低額譲渡を適正な価格譲渡に引き直すとする。

三 中日両国における実質課税の原則の適用上の相違について

上述の分析から分かるように、中国の租税事件において不動産の低額譲渡問題について手続法である「税收徴管法」の 35 条の関連規定を「経済実質主義」の理念に基づき直接に解釈する傾向があり、且つその規定の適用から実定法上における租税回避の否認規則体系が発展してきた。これに対し、上述のよ

うに日本の関連裁判例は実体法である法人税法22条2項の具体的な規定の趣旨の解釈を通じて低額譲渡の問題を解決する。なお、前述のように法実質主義は日本の租税法学界で通説となってきた。一方、中国の租税法学界にせよ、租税事件（実務界）にせよ、「経済実質主義」を採る傾向がある。以下では、両国における「自由」の概念に対する理解の相違という角度からこの相違点の形成要因を探ってみたい。

1. 「自由主義」における私的自治と租税法律主義

日本と中国の学界において、私的自治、租税法律主義及び「自由」に対する認識は以下のように異なる。

まず、私的自治と「自由（主義）」の関係について日本学界の代表的見解としての谷口の分析によると、私的自治を市民の生活空間に関して禁止や命令が行われないという包括的な自由として捉え、それを補強する権利としての自己決定権とともに、日本国憲法13条の採用するリベラリズムの思想によって基礎づけようとする³⁹。租税法律主義は課税権に対する法的拘束によって国民の自由及び財産を保障しようとする憲法原則である。自由主義という日本国憲法の根本原理は対社会の側面においては私的自治の原則として発現し、対国家（課税権）の側面においては租税法律主義として発現する⁴⁰。法実質主義は租税法律主義にとっては外在的な原則であるが、租税法律主義の上位原理である自由主義によって別途支持されるものである故に、法律上の別段の定めなしに事実認定原則として承認することができる。一方、その限界を超えて真実に存在し、法律関係を離れてその経済的成果や目的に則して課税要件事実の認定が行われ、経済的実質主義を採る場合、法律に特段の定めがあるときのみ許容される⁴¹。新たな租税回避行為が現れた場合、日本の租税立法は毎回必ずしもそれに対して即時に対処できるわけではないので、別段の税法規定を必要としない自由主義に裏付けられた法実質主義は自然に登場した。また、「経済実

中国の租税事件における実質課税の原則

質主義」を採用すると、所得の分割ないし移転を認めることになりやすいので、納税者にとって税法の安定性を害する恐れがある。また、税務行政の立場から、通達により税法の解釈基準をより事前に明確しておかなければ、税法の適用上で課税物件の法律上の帰属の認定は困難になる恐れがある。そのため、日本の通説では、「経済実質主義」を採らず、「法律実質主義」を採る⁴²。

自由主義理論における法実質主義と経済実質主義

	法実質主義	経済実質主義
定義の相違	真実に存在する法律関係による事実認定	取引の経済的成果や目的による事実認定
適用上の相違	租税法律主義の上位原理である自由主義に支持され、法律規定がなくても事実認定に適用できる	自由主義による限界（国民の自由と財産の保障）を超えたので、明確な法的規定を要する

2. マルクス主義の自由観及び本案から見る中国の「意思自治」と「税法法定主義」

(1) マルクス主義における自由観

前述のように日本法上の私的自治と租税法律主義は日本国憲法の自由主義の思想によって基礎づけられている平等な両原則である。それに対して、中国の憲法は単なる権利保障書ではなく、政治的色彩の濃い義務が多く、特定の政治的イデオロギーを国民に宣伝する役割も担っている⁴³。そのイデオロギーとはマルクス主義のことを意味する（中国現行憲法の前文にはマルクス主義の思想の指導、及び憲法第1条の国家の社会主義の性質が明記された）。

中国学界の意見によると⁴⁴、自由主義における自由とは、他人（特に政府から）の恣意的な強制を排除するのみを指す。それは個人の自由に基づく政治自由過ぎず、その主要内容は資本主義私有制の前提の下で、政府と個人の間はその限界線を如何に画定するかという問題を解決しようとするものである。こ

の自由の根本的な特徴は自由の実現ための物質基礎を無視し、自由の形成は「自然法」や「社会契約論」の「論理の童話」によると言われるので、一種の静止的で形而上の観点に過ぎない。こういう自由には以下のように具体的な欠陥が二つある⁴⁵。

第一に、自由主義上の自由は「終局的価値」を想定しない。ここでいう「終局的価値」とは、マルクス主義における全人類と個人の解放を目指す最終的な目的のことを指し、現実的な幸福に関わるということである。自由主義の自由は「紙上富貴（絵にかいた餅）」である形式的な自由に過ぎず実質的な自由ではない。

第二に、自由主義の自由の視野は物理世界の必然性への認知を排除する。即ち、人間の自由はどうやって実現できるかという問題に対し自由主義の思想家が触れなかった。そのため、そのような自由は結局一種の「論理の童話」に過ぎない。一方、マルクス主義における自由は自然法等の理論仮設を要らず、人間の実践生活そのものから自由を求める。即ち、マルクス主義の自由は他人の強制を排除することを意味するのみならず、自然の力の支配を排除することも含まれる。自然の力の支配を排除する水準は各時代の生産力の基準次第である。自由は上部構造の一部として世界共通で永遠な価値観ではなく、各時代の生産力によって決められるものである。例としては、個人自由はなぜ産業革命が終わった後、初めて出現できたのか。自由主義は時間や物質条件を無視し、生産力水準の決定論等を無視するので、虚しい普遍主義にとどまることになった。

自由主義の自由とマルクス主義の自由との比較

区別	自由主義の自由	マルクス主義の自由
終局的価値	ない	あり、人類と個人の解放
生産力の決定論	無視、論理の童話	重視、実現可能

要するに、マルクス主義の自由の理念によると、すべての自由の基礎は有限的

な生産力によって決められる。自由の実現の前提は消極的に他人の強制を排除するのみならず、積極的に生産実践活動を通じて生産力の水準を引き上げることである⁴⁶。

(2) 本案から見る中国の「意思自治」と「税法法定主義」

以上の分析からわかるように、自由主義は日本法において憲法的な原則として租税法と私法にア・プリオリに前提にされている。自由主義は私法において私的自治として存在している一方、租税法において租税法律主義として存在している⁴⁷。それに対し、自由主義は中国で「論理の童話」として批判されている。マルクス主義の自由観は中国で支配的な観点である。このような自由観は中国租税法学界における「意思自治」と「税法法定主義」への理解に大きな影響を与えた。

日本法と異なり、中国租税法の学者は学派を問わずマルクス主義の影響を殆ど受けているので、自由主義が私法上の私的自治と租税法上の租税法律主義の共同の上位原則だという認識はそもそもないように見える。本案において「意思自治」や「経済的自由」の重要性を認識した学者でさえ、私法の「意思自治原則」と税法の「税法法定原則」はそれぞれ私法と税法の原則であり、両原則は完全に異質なものであると述べている⁴⁸。さらに、「法律実質主義」は自由主義に支持されたので別段の法規を要しない一方、「経済実質主義」は別段の法規を要する認識も中国租税法学界には存在しない。そのため、租税回避の対処の法的根拠を欠く場合の弱点を克服する「法律実質主義」を採る必要もない。

また、租税法律主義の貫徹は両国において程度の差がある。中国の憲法には「税法法定」という文言がない。「税法法定」の内容は「立法法」第8条、第9条及び「税法徴管法」第3条に規定されている。租税法律主義の歴史伝統と現実的な機能からみれば、その法的根拠は憲法に求められるべきである。故に、「税法法定」に関する「立法法」及び「税法徴管法」の規定は「税法法定」の

下位法において具体的な適用と見なすべきであり、「税法法定」の終局的な法源（憲法的）と言えない⁴⁹。2020年になっても、18種の租税のうち、12種につき法律がさだめられ、残りの6種特に中国の税収に最も大きな割合を占める「増値税（付加価値税）」の「法律」とする立法はまだ起草作業中である。なお、中国の法院は中立的な立場に立って案件の事実認定を慎重に分析し、租税法規を税法の法理の運用の上で綿密に解釈する姿を見ることは少ない。租税事件において抽象的な税法条文を慎重に解釈することより具体的な税法適用の内容を規定する「税収規範性文件」を援用する傾向がある。本案において最高人民法院も広東省の「税収規範性文件」を援用した⁵⁰。要するに、「税法法定主義」は中国において憲法的原則として認識されていない。それに加えて、「税法法定主義」は租税立法においても、租税事件においても貫徹されていないと言わざるを得ない。

以上の分析から、中国において自由主義における自由が認められず、自由主義に裏付けられる「法律実質主義」が好まれないことが分かる。また、法体系において私的自治が租税法主義と同じ価値があるという見解も中国で認められていない。「法律実質主義」の別段の立法を要しない利便性が中国に認識されていない代わりに、具体的な「税収規範性文件」と抽象的な「経済実質主義」の規定の組み合わせによって中国の租税事件に同じ機能を持たせている。

おわりに

以上、見てきたように本稿は「徳発案」という中国の租税事件を研究素材として中国の実質課税の原則の適用状況を検討した。検討の結果の総括として次の諸点を指摘しておく。

まず、本案の争点は本件物件の低額譲渡が「税収徴管法」の第35条第6項が規定した内容に当たるかということである。最高人民法院は「経済実質主

義」の理念と「税収規範性文献」の関連規定に基づき、本件物件の譲渡価格が時価より著しく低い事実を認定し、本件物件の譲渡価格が私法上に有効であっても、税法上の「税収核定権（更正権）」を排除できないことを理由として本件物件の低額譲渡が「税収徴管法」の第 35 条第 6 項に当たるという判決を下した。

また、本案は実質課税の原則に関する租税立法に大きな影響を及ぼした。「税収徴管法」第 35 条第 1 款第 6 項は「経済実質主義による中国式の GAAR」であるということも見るができる。この条文及び本案の経験に基づき、同旨の条文は「企業所得税法」、「個人所得税法」にも規定された。実質課税の原則に関する中国の租税立法は「税収徴管法」のような手続法から実体法に発展されてきた。

中国の「経済実質主義」は「税収徴管法」第 35 条第 1 款第 6 項が規定した二つの要件に構成されている。そのうち、「譲渡価格等が著しく低い」という要件の判断基準は不明確なので、「課税要件の明確さ」の要求に一致せず、納税者の「意思自治」や「経済的自由」にマイナスの影響を及ぼす恐れがある。もう一つの要件とする「正当な理由がない」も不明確な概念であるものの、租税回避を主要目的とする行為が「正当な理由」に欠ける。これが中国の学界に見られた批判である

不動産の低額譲渡問題について中国の法院は手続法である「税収徴管法」の 35 条を「経済実質主義」の理念に基づいて解釈し、その問題の解決を試みている。これに対して、日本の裁判例は実体法である法人税法 22 条 2 項の具体的な規定の趣旨の解釈を通じて低額譲渡の問題を解決する。同じ租税問題に対してなぜ両国は違う手法が採られたか。これは以下のように両国において自由に対する認識、及びそれと関連する私的自治と租税法律主義に対する認識の相違に関わる。

日本において、私的自治と租税法律主義は自由主義によって基礎づけられて

いる平等な両原則である。法的実質主義は租税法律主義の上位原理である自由主義によって支持される故に、法律上の別段の定めなしに事実認定原則として承認される。一方、その限界を超えて取引の経済的成果や目的に則して課税要件事実の認定が行われ、即ち経済的実質主義を採る場合は特段の定めを要する。租税立法は必ずしも新しい租税回避行為に対して即時に対処できるわけではないので、税法の安定性及び税務行政の立場から特段の規定を要しない自由主義に裏付けられた法的実質主義は採られた。

一方、中国憲法における指導的な思想はマルクス主義であり、自由主義は「論理の童話」として批判されている。マルクス主義の自由は他人の強制を排除することのみを意味せず、自由の実現が有限的生産力によって決めらる内容も含まれる。この「自由観」は「意思自治」と「税法法定主義」への理解に影響を及ぼした。中国の学界は自由主義が私的自治と租税法律主義の共同の上位原則だという認識がなく、両者がまったく異質なものだと思われる。日本のように「法律実質主義」が別段の法規を要せず、「経済実質主義」が別段の法規を要する認識も存在していない。よって、法的根拠についての不便性の弱点を克服する「法律実質主義」を採る必要もない。なお、法院は租税事件に「税法規範性文件」を用する傾向がある。具体的な「税法規範性文件」と抽象的な「経済実質主義」の規定の組み合わせは租税回避を防ぐ機能を果たしている。自由主義、私的自治、租税法律主義への認識状況が変わらない限り、ドイツ法上の「経済実質主義（経済観察法）」の理念は中国的意義を以て中国の租税事件に使い続けられるだろう。

- 1 藤谷武史「第2章個人の所得課税—所得税と住民税」中里実他編『租税法概説』有斐閣2015年第2版第122頁を参照。
- 2 中国の学者は実質課税の原則を検討する場合、殆ど金子宏著、戦憲斌訳『日本税法』法律出版社2004年という訳著の関連内容を参考している。金子の著作である『租税法』の1976年の初版の翻訳である。この本以外に実質課税の原則に関

中国の租税事件における実質課税の原則

する他の日本税法の内容は殆ど台湾の資料から二次引用されている。例えば、中国の学者、賀燕は「経済実質主義」を検討する時、台湾学者である陳清秀の著作『税法総論』（元照出版有限公司 2018 年版第 199 頁）に引用された日本の学者である田中二郎の著作、『租税法』（昭和 56 年補正版、第 83 頁）の内容を二次引用している。賀燕『『徳発案』と実質課税原則—兼論経済実質及其確定方法』『税法解釈と判例評注』2019 年第 12 巻第 63 頁を参照。

- 3 「法律実質主義」（日本語で法律的帰属説と呼ぶ）とは、課税物件の法律上の帰属につき、その（法的）形式と（法的）実質が相違する場合、実質的な法律関係に則して帰属を判定すべきことをいう。酒井克彦「所得課税共通ルールとしての実質所得者課税の原則」『中央、ジャーナル』2017 年第 14 巻第 2 号第 80 頁を参照。
- 4 「経済実質主義」（日本語で経済的実質主義）とは、課税物件の法律上の帰属と経済上の帰属が相違する場合、経済上の規則に則して帰属を判定すべきことをいう。金子宏『租税法』有斐閣 2017 年第 173-174 頁を参照。
- 5 最高人民法院が公布した『広州徳発房地產建設有限公司与広東省広州市地方稅務局第一稽查局再審行政判決書』〔(2015) 行提字第 13 号〕を参照。
- 6 中国の「公司法」上の「公司」は有限責任である会社であり日本現行法上の「株式会社」と「合同会社」に相似する。日本法上の「合名会社」と「合資会社」は中国の「公司」ではない。鈴木賢「企業活動と法」高見澤磨 = 鈴木賢 = 宇田川幸則 = 坂口一成『現代中国法入門』有斐閣 2019 年第 209-210 頁を参照。
- 7 「地稅局」は地方稅務局の略称であり、中国で地方稅の徵収等の租稅行政業務の適正な運営の確保を図ることを目的として設置される地方行政機關である。2018 年 3 月 13 日、「國務院機構改革方案」が第 13 期「全國人民代表大會」によって採択された。その「方案」によると、従来、主に地方稅の徵収業務等を分掌する地稅局、と主に國稅の徵収業務等を分掌する國稅局を合併させ、「稅務局」に統一されることになる。李建英、劉錦鴻「國地稅合併對稅收徵管效率影響及政策建議」『地方財政研究』2019 年第 6 期第 80-85 頁を参照。
- 8 營業稅とは、中国国内において法定の勞務の提供、無形資産の讓渡、または不動産の販売をする者に課する租稅のことをいう（「營業稅暫行條例」第 1 条）。財政部と國家稅務總局が 2016 年 3 月 23 日に連合して發布した「營業稅改徵增值稅試點實施辦法」により、營業稅は「增值稅」に統一されることとなり、2017 年 10 月 30 日、國務院が發布した「國務院關於廢止『中華人民共和國營業稅暫行條例』和修改『中華人民共和國增值稅暫行條例』的決定」によって營業稅は廢止された。劉劍文、熊偉『財政稅收法』法律出版社 2019 年第 8 版第 182-184 頁を参照。

- 9 国家税務総局が發布した「關於進一步加強稅收徵管工作若干問題的意見」(国税發[2003]124号)及び「稅務稽查工作規程」(1995年制定、2009年修正)では、稽查局とは、課稅要件事實に関する資料を調査する業務(大体日本法上の稅務調査に相当)を分掌する稅務部署である。前注[8]劉劍文、熊偉書、2019年第373-376頁。
- 10 「稅收核定」とは、納稅者が申告していない場合、または納稅申告に過誤がある場合に稅務機關がその課稅基準や稅額を改めて確定することである。日本法上の「更正」という課稅処分に相当する。侯卓、吳東蔚、「稅基調整的理論勘誤与实践調校」『稅務研究』2020年第6期第86-92頁、及び岡村忠実、酒井貴子、田中晶国『租稅法』有斐閣2020年第2版第276-278頁を参照。
- 11 「稅收規範性文件」とは稅法を円滑に適用されるために稅務機關が発した文書であり、日本租稅法上の「通達」に相似する。前注[10]侯卓、吳東蔚文、2020年第88頁を参照。
- 12 中国における「依法行政」とは、西洋的な「法律による行政」の理念を意味せず、中国に適した法規を整備し、それに従って肅々と処理すればよい(rule by law)という「中国特色」を有する中国行政法の理念である。但見亮「行政法」高見澤磨、鈴木賢編『要說中国法』東京大学出版会2017年第115-116頁を参照。
- 13 「德發案：一起因拍賣引發的稅案」『中国稅務報』2018年9月9日を参照。
- 14 See Takayuki Nagato, *A General Anti-Avoidance Rule (GAAR) and the Rule of Law in Japan*, Public Policy Review, Vol.13, No.1, June 2017, pp35-68.
- 15 袁森庚「最高人民法院提審的德發公司案分析」『稅務研究』2017年第6期總第389期第98頁を参照。
- 16 「全人大常委會」とは「全国人民大会常務委員會」の略称であり、「全国人民代表大会」閉会中は全權的地位にたち、あらゆる権限を統一的に行使し、行政機關、裁判機關、檢察機關を選出する最高国家權力機關である。国家の立法権を行使する。鈴木賢「第3章憲法」前注[6]『現代中国法入門』、2019年第83頁を参照。
- 17 王宗濤「一般反避稅條款研究」法律出版社2016年第三章第四節は「主要国家のGAARの規範内容」を紹介している。その部分には上述のカナダ所得稅法案の第245条の内容を説明している(同書第166-168頁)。王宗濤氏の博士時代の指導教師は武漢大学の熊偉教授であり、専門家として中国の租稅立法によく参加している。また、カナダのYork UniversityのOssgoode Law Schoolの稅法学者である李金燕教授は中国の租稅法学界と學術交流を行っている。
- 18 湯潔茵「一般反避稅制度法律問題研究」法律出版社2020年第51-55頁を参照。
- 19 谷口勢津夫「ドイツにおける租稅回避の一般的否認規定の最近の展開」『稅務大

学校論叢 40 周年記念論文集』平成 20 年第 239-269 頁を参照。

- 20 前注 [17] 王宗濤文、2016 年第 218 頁を参照。
- 21 前注 [2] 賀燕文、2019 年第 74-75 頁を参照。
- 22 中国法上の「税法法定主義」は日本法における「租税法律主義」に近い概念である。前述のように中国学者は殆ど金子の学説に影響を受けたので、「税法法定主義」とは国家は租税の賦課、徴収を法律に基づいて行わなければならないことを指し、その内容は課税要件法定主義、課税要件明確主義、合法性原則が含まれるということを認識できる。張守文『財稅法学』中国人民大学出版社 2016 年第 5 版第 123 頁、前注 [8] 劉劍文、熊偉書、2019 年第 133-134 頁を参照。しかし、日本の「租税法律主義」と異なり、手続的保障原則は「税法法定主義」に直接な関係があるかについて、中国の学界の意見は一致していない。張永華、肖君擁「論税法法定主義之内涵—對日本學者金子宏學說的一點質疑」『財經理論與實踐』2004 年 1 月第 25 卷第 127 期第 120-124 頁を参照。また、後述のように中国学者は「意思自治原則（私的自治）」が自由主義の私法の表して「税法法定主義」が自由主義の租税法上の表しなので、両原則は平等な原則のことを認識できず、「税法法定主義」と「意思自治原則（私的自治）」が対立の両原則であると思われる。これは中国法上の「税法法定主義」と日本法上の「租税法律主義」との最大な違いである。熊偉「重申税法法定主義」『法學雜誌』2014 年第 2 期第 29-30 頁を参照。
- 23 李登喜、李大慶「論稅收核定權的裁量屬性及法律控制—基於『德發案』和『稅收徵管法』第三十五條的研究」『稅收經濟研究』2018 年第 6 期總第 11 期第 86-87 頁を参照。
- 24 廖仕梅「從民法視角探析推定課稅—基於『最高人民法院提審廣州德發公司案列』分析」『地方財政研究』2015 年第 10 期第 16-17 頁を参照。
- 25 翟繼光「論『計稅依拋明顯偏低又無正當理由』的判斷標準」『稅務研究』2016 年第 8 期第 58-59 頁を参照。
- 26 前注 [24] 廖仕梅文、2015 年第 17 頁を参照。
- 27 前注 [18] 湯潔茵書、2020 年第 258 頁を参照。
- 28 「新疆維吾爾自治區地方稅務局稽查局與新疆瑞成房地產開發有限公司稅務行政處罰二審行政判決書」〔(2014) 烏中行終字第 95 号〕、同上第 258 頁を参照。
- 29 前注 [25] 翟繼光文、2016 年第 59 頁を参照。
- 30 本案と直接に関係ない税法と民法の関係に関する検討は中国の研究の蓄積が存在している。李剛『税法与私法关系总論—兼論中国现代税法學基本理論』法律出版社 2014 年第 51-52 頁、劉劍文、熊偉『税法基礎理論』北京大学出版社 2004 年第

165頁等の著作には、ドイツや日本法上の税法と民法の関係に関する学説である「統一説」、「独立説」、「合目的説」等が検討された。

- 31 前注 [15] 袁森庚文、2017年第98頁を参照。
- 32 湯潔茵「不可承受之重：稅收核定的反避稅功能之反思—以『稅收徵管法』第35條第(6)項為起點」『中外法學』2017年第6期第1564頁を参照。
- 33 ドイツ法上の「經濟觀察法」は日本で「經濟的實質主義」に相当する。前注 [10] 岡村忠実、酒井貴子、田中晶国書、2020年第28-29頁を参照。
- 34 内藤和夫「低額讓渡—法人稅法二二條と低額讓渡並びに寄付金の關係」松沢智編『租稅実體法の解釈と適用。2—稅法は争えば解釈が発展する—』中央經濟社平成十二年初版、第93頁を参照。
- 35 同上、第94-95頁を参照。
- 36 前注 [10] 岡村忠実、酒井貴子、田中晶国書、2020年第169-170頁を参照。
- 37 最高裁平成7年12月19日第三小法廷判決、平成6年(行ツ)第75号：更正処分取消請求事件。増井良啓「低額讓渡と法人稅法22條2項」『租稅法判例百選』2016年第6版第96-97頁を参照。
- 38 同上、第97頁を参照。
- 39 谷口勢津夫『租稅回避論—稅法の解釈適用と租稅回避の試み—』清文社2014年第33頁を参照。
- 40 同上、第33-34頁を参照。
- 41 同上、第36-37頁を参照。
- 42 前注 [4] 金子書、第174頁を参照。
- 43 鈴木賢「憲法」前注 [6] 『現代中国法入門』、2019年第113頁を参照。
- 44 ここでいう自由主義とは西側の自由主義思想家(John Locke, Jean-Jacques Rousseau, John Stuart Mill, John Bordley Rawls, Isaiah Berlin 等の人)の観点をまとめた思想体系のことをいう。前述の日本憲法13條が採用するリベラリズムの思想とはほぼ同様なものを指す。諺林「兩種自由的定義—社會主義核心價值觀的自由和自由主義的自由的根本區別」『哲學研究』2015年第4期第4-7頁。
- 45 同上、第5-6頁を参照。
- 46 同上、第7-10頁を参照。
- 47 前注 [39] 谷口勢津夫、2014年第35-37頁を参照。
- 48 前注 [2] 賀燕文、2019年第75頁を参照。
- 49 前注 [8] 劉劍文、熊偉書、2019年第135頁を参照。
- 50 本案に援用された「稅收規範性文件」は「廣州市地方稅務局關於明確拍賣房地產稅收徵收問題的通知」(穗地稅發 [2003] 34号)、「存量房產計稅價格異議處理辦

中国の租税事件における実質課税の原則

法」(広州市地方税務局が發布、2013)、「広東省地方税務局關於拍賣房地產徵稅問題的批複」(粵地稅函 [1996] 215 号)、「広東省財政庁、広東省地方税務局關於我省二手房屋交易最低計稅價格管理的指導性意見」(粵財法 [2008] 93 号)がある。

中国税收案例中的实质课税原则研究

LI MAO

本文以发生在中国广东省的“德发案”为素材，探讨了实质课税原则在中国税收案例上适用的相关问题。本案的争点是，涉案不动产的低价让渡行为是否触发了《税收征管法》规定的启动“税收核定”程序的条件。最高人民法院认为，该不动产的交易价格明显低于市场价格，根据“经济实质原则”和当地“税收规范性文件”的相关规定，即使该交易行为在私法上有效，也不能排除税务机关的税收核定权，故该交易触发了《税收征管法》规定的启动税收核定的条件。以本案为契机，实质课税原则以及在该原则上发展起来的反避税规则的相关立法得到了长足发展。中国税法学界关于本案的讨论，集中在对《税收征管法》第35条第6款规定实质课税原则的两个构成要件的适用评价上。首先，有学者认为本案对“计税依据明显偏低”这一要件的判断标准不明确，这与课税要件的确切性要求不符，对于纳税人的意思自治和经济自由都造成了负面影响。另外，有观点认为“缺乏正当理由”要件中的“正当理由”在本案中指向不明，只要不违法且不以避税为主要目的之交易行为都应是正当的。在日本税法上，类似问题一般通过对法人税法22条2项的趣旨进行解释来解决，且实质课税问题一般采用法律实质原则。法律实质原则得到税收法定原则的上位原则即自由主义的支持，无需特别的法律规定，故能及时对应新型避税行为。在中国学界，自由主义并未取得像日本那样的先验性的地位，故中国学界和实务界也认识不到法律实质主义的无需特别立法的便利性。规定税法具体适用方式的“税收规范性文件”和抽象的“经济实质原则”二者相结合，在中国的税收案例中发挥着规制避税行为的功能。